

原管発官 26 第 243 号  
平成 26 年 12 月 15 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に係る  
重複する案件について

当社は、平成 25 年 9 月 27 日に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可を申請いたしました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、特定重大事故等対処施設は既申請の設備と使用目的が異なり、独立した機能を有していることから、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（6号及び7号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 25 年 9 月 27 日（原管発官 25 第 192 号）
3. 変更の理由：  
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（1号、6号及び7号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 26 年 12 月 15 日（原管発官 26 第 242 号）
3. 変更の理由：  
特定重大事故等対処施設を設置する。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以 上